



通

HERMES

達

総 13100026

平成 25 年 10 月 28 日

総務人事部長 北島 昭夫

【給与締日】

ハローワークより退職時給与計算の単純化を図るようにとの理由で、給与の基本部分と残業等の清算部分の両方を、月末締めにするよう指導を受けておりました。

そこで当社は、両締切日を毎月末に変更しましたが、実際に運用してみると事務処理上の不都合が生じることが判明しました。一方、当社の顧問社労士事務所に他社の給与締切の状況調査を依頼したところ、全体の 50% 以上が、基本部分と清算部分の締日が異なり、当社の従前のやり方が大勢を占めることが判明しました。

従って、実運用上不都合が生じることが判明した以上、ハローワークの一方的な都合に屈折せず、11月支払の給与から「従前の締日に戻す」ことと致します。

(1)給与の基本部分

当月 20 日締め（対象期間は前月の 21 日～当月の 20 日）で、支払は当月 25 日。

(2)清算部分（残業、欠勤等）

当月末締め（対象期間は当月の 1 日～当月末）で、支払は翌月 25 日。

(3)11月25日支給の給与

基本部分の計算期間は、11月 1 日～11月 20 日（10月 21 日～10月 31 日の分は 10 月 25 日に支給済みの為）となります。清算部分の計算期間は 10 月 1 日～10 月 31 日（従来どおり）となります。

【人事】

福井 康博：平成 25 年 10 月 1 日を以って、SKY チーム配属とします。

（㈱ピーアンドエス所属）

井上 和也：平成 25 年 10 月 1 日を以って、SKY チーム配属とします。

（㈱システムヴァン所属）

福岡 良教：平成 25 年 10 月 1 日を以って、SKY チーム配属とします。

（ミキシステム㈱所属）

栗原 綾：平成 25 年 10 月 18 日を以って、依願退職とします。

篠田 和久：平成 25 年 11 月 1 日を以って採用とし、営業主任として当社のシステム営業部に配属します。

廣瀬 伸義：平成25年11月1日を以って早期就業とし、SKYチーム配属とします。

田澤 溪介：平成25年11月1日を以って、NBEチーム配属とします。

(㈱ヒューネット・ソリューションズ所属)

水上 貴博：平成25年11月1日を以って、本社 システム営業部へ仮配属とします。

【資格褒賞】

山口 健哉：LPI Level 1 (Linux 資格) 取得につき、金一封の報奨とします。

【賞与考課】

(1) 冬季賞与のグループ・リーダによる、グループ・メンバとの考課面談を11月1日～11月15日の期間に実施します。

(2) 人事部長とグループ・リーダとの考課面談および特に人事部長との面談を希望する者については、11月18日～11月22日の期間に実施します。

【社内旅行】

10月9日定例会にて発表したとおり、来る11月22日～23日の日程で、伊香保温泉へ1泊2日で社内旅行を実施します。当日のバス搭乗時刻と場所は、10月28日現在では決定していませんので、決定次第別途メールで各人に通知します。

尚、出発当日に年末調整の書類記入に本社へ来られる方は、搭乗場所まで総務社員が誘導します。

2013年11月1日付で、以下のとおり就業規則の改定を予定しています。

株式会社ヘルメスシステムズ

変更前および削除箇所	追加および変更箇所
<p>従業員給与規定 第2条(計算期間) 給与は特に定めた場合を除き日給月給制を原則とし、当月1日から当月末日までを計算期間とする。</p> <p>第6条(給与項目の適用) 給与は以下の各号を適用して支払う。 (3) 役職手当 ② 職位の責任環境または遂行能力により、同一職位においても表中額を超えて手当額を加算する場合がある。</p>	<p>従業員給与規定 第2条(計算期間) 給与は特に定めた場合を除き日給月給制を原則とし、当月分の給与は前月21日より当月20日までを計算期間とする。</p> <p>第6条(給与項目の適用) 給与は以下の各号を適用して支払う。 (3) 役職手当 ② 職位の責任環境または遂行能力により、同一職位においても表中額を超えて手当額を加算または減算する場合がある。</p>

以上